

緊急事態宣言発令期間の再延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

令和3年8月17日、国は8月31日までとしていた東京都への緊急事態宣言の発令期間を9月12日までに再延長することを発表しました。東京都に緊急事態宣言が発令されている期間は、幼稚園、小中学校の夏季休業期間だけでなく2学期開始以降にも重なりますが、これまでの対応を継続し、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクの高さや家庭内感染の増加、部活動の集団感染等の事例を踏まえて、特に以下の点について緩みのない感染予防対策を徹底してまいります。

1 夏季休業期間、特に徹底する対応について

(1) 家庭における感染症対策の徹底に関する周知について

- ① これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が最も多い状況から、夏季休業期間、不要不急の外出を回避する等、家庭における感染防止の徹底を図るようお願いします。
- ② 幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな家庭から学校への連絡を徹底するようお願いいたします。

(2) 部活動指導における感染症対策について

- ① 運動系の部活動は、一定時間の身体接触がない運動、身体的距離を確保することができる運動を短時間で実施します。また、文化系の部活動は、身体的距離を確保するとともに飛沫感染の感染が少ない活動を短時間で実施します。
- ② 部活動等終了後、速やかに下校するよう生徒指導を徹底します。
- ③ 部活動の練習は、感染症対策を十分に講じた上で、平日のみまたは、平日に加え土日や休日等の短時間で実施します。(昼食の喫食を挟んでの長時間練習は実施しません。)

2 二学期開始以降、特に徹底する対応について

(1) 幼児・児童・生徒に対する指導について

- ① 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動を中止します。
- ② 疫学調査を実施する必要がある学校を臨時休業する場合や一度に大人数の感染が発生した場合など、小中学校では、分散登校（ハイブリッド型オンライン授業）や全校一斉のオンライン授業を実施します。また、急遽学校が臨時休業になった際についても翌日からオンライン授業を実施できる準備を進めるとともに、保護者にその旨を事前に周知します。

(2) 学校行事について

- ① 緊急事態宣言が発令されている期間中は、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事を中止します。※避難訓練や引き取り訓練については、一堂に集まることなく学年ごとに実施したり短時間で身体的距離を確保して実施したりするなど、感染症対策を講じた上で実施します。

②緊急事態宣言が発令されている期間中は、修学旅行や夏季学園等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止します。

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴って、教育活動の内容に変更が必要な場合は、状況に応じて見直します。